

○豊中市立母子父子福祉センター条例施行規則

昭和51年7月5日

規則第37号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市立母子父子福祉センター条例(昭和51年豊中市条例第32号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間及び休館日)

第2条 豊中市立母子父子福祉センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを短縮し、又は延長することがある。

2 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することがある。

(使用承認の申込み)

第3条 条例第4条の規定によりセンターを使用しようとする者は、センター使用承認申込書2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、使用する日の属する月の3月前の月の初日(センターの休館日に当たるときは、その日の翌日)から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(使用の承認)

第4条 センターの使用を承認したときは、前条の申込書のうち1通に承認印を押して申込者に交付する。

(使用承認の順位)

第5条 使用承認の順位は、第3条第1項の申込書を受理した順位による。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間の計算及び延長)

第6条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めるものとする。

2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認なく使用時間を延長することとはできない。

(使用承認書の提示義務)

第7条 使用者は、使用の際第4条の規定により交付された使用承認書をセンターの職員に

提示しなければならない。

(入館者の義務)

第8条 入館者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 承認なく物品の販売等をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 館内を不潔にしないこと。
- (4) 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) その他センターの職員の指示に従うこと。

(使用料)

第9条 条例第7条第1項に規定する使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第7条第2項に規定により、使用料の減免を受けようとする者は、センター使用料減免申込書を市長に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第11条 条例第8条ただし書の規定による使用料の返還は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責によらない事由によって使用することのできないとき 既納の使用料の全額
- (2) 使用する日の7日前までに使用承認の取り消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき 既納の使用料の5割の額

(建物等の滅失等の届出)

第12条 使用者は、建物、附属物又は器具を滅失し、又はき損したときは、直ちに届け出て、センターの職員の指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第13条 使用者は、センターの使用の終わったときは、直ちに届け出て、センターの職員の検査を受けなければならない。

(指定管理者の公募)

第14条 条例第13条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

- (1) センターの名称、所在地及び施設の概要

- (2) 指定管理者（条例第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者に指定しようとする期間
- (4) 応募に必要な資格
- (5) 指定管理者の指定の申込みの手続
- (6) その他市長が必要と認める事項
（指定申込書の提出等）

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、条例第13条第2項の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第12条第2項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）に関する収支計画書
- (2) センターに関する管理体制計画書
- (3) 個人情報の保護体制計画書
- (4) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款，寄附行為，規約又はこれらに準ずるもの
- (5) 法人にあつては，登記事項証明書
- (6) 当該法人等の役員又は代表者その他これらに準ずる者の名簿
- (7) 当該法人等の事業の概要を記載した書類
- (8) 市長が指定する事業年度の当該法人等に関する事業報告書，貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 前項の申込書を提出する日の属する事業年度の当該法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに類するもの
- (10) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定の基準）

第16条 条例第13条第3項第4号に規定する市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の遂行上知り得た個人情報を漏らさない体制及び不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の向上に資する活動の実績があること。

(4) その他市長が必要と認めて定める基準

(事業報告書の記載事項)

第17条 条例第15条の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理業務の実施状況

(2) センターの利用状況

(3) センターの使用料の収入の状況

(4) 指定管理業務に係る経費の収支状況

(5) その他センターの管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項

(申込書等の様式)

第18条 この規則による申込書及び承認印の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第19条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年7月22日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第17号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成2年5月14日規則第22号)

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第27号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月30日規則第87号)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の豊中市立母子福祉センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成26年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年３月２７日規則第５４号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月１４日規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月２２日規則第１３号抄）

１ この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年２月２１日規則第１２号）

１ この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２ この規則による改正後の豊中市立母子福祉センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表

区分	午前	午後	全日
	９時から１２時 まで	１時から５時１５分ま で	午前９時から午後５時１５分ま で
会議室	１，５００円	２，２００円	３，７００円